

IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IASB は、激しい超インフレーションの期間の後における IFRS の初度適用に係る公開草案を公表

目次

- 提案
- 提案の発効日

要約

- 本公開草案(ED)は、激しい超インフレーションの期間の後に、国際財務報告基準(IFRS)の財務諸表を作成する企業に影響するものである。
- ED は、企業の IFRS 移行日が、機能通貨が正常化された日以降である場合、IFRS 開始財政状態計算書において、企業は資産および負債を IFRS 移行日現在の公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用することを選択できることを提案している。
- ED は、IFRS 開始財政状態計算書において、企業が資産および負債を公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用することを選択する場合には、企業の最初の IFRS 財務諸表は、機能通貨がどのように、そしてなぜ激しい超インフレーションに陥ったかの状況、およびその条件が終了を導いた状況について説明することを提案している。
- 公開草案のコメント期限は、2010年11月30日である。

提案

2010年9月30日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案 ED/2010/12 「激しい超インフレーション」を公表した。ED は、企業の機能通貨が激しい超インフレーションに陥ったため IFRS に準拠することができなくなった期間の後に、企業がどのように IFRS に準拠した財務諸表の表示を再開すべきかに関するガイダンスの提案を示している。

以下の状況において、ED は適用される。

- 企業が、激しい超インフレ経済下における経営のため、IFRS に準拠した財務諸表を作成することが不可能である。
- 激しい超インフレーションの間、信頼性のある一般物価指数がない、または比較的安定した外貨と交換できる機能通貨がない。
- 激しい超インフレーション下に陥った以降に、企業の機能通貨が他の通貨に変更している、または企業の機能通貨が激しい超インフレーション下であるという状況がなくなった(「正常化」という)。

上記の状況では、企業が、激しい超インフレーションの期間の前に IFRS を適用していたとしても、IFRS に準拠した財務諸表を表示することができる場合、企業は初度適用企業の規準を満たすこととなる。

ED は、企業の IFRS 移行日が、機能通貨が正常化された日以降である場合、IFRS 開始財政状態計算書において、企業は資産および負債を IFRS 移行日現在の公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用することを選択できるという IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に対する免除規定の追加を提案する。

この選択から生じるすべての修正は、IFRS 第 1 号第 11 項に従って会計処理される。すなわち、企業は、それらの修正を、直接、IFRS 移行日現在の利益剰余金(または、適当な場合には、資本における他の区分)に認識しなければならない。

機能通貨の正常化後の IFRS 開始財政状態計算書において、すべての資産および負債を公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用することを選択する企業は、その最初の IFRS 財務諸表に、企業は激しい超インフレーションに陥っていた機能通貨をどのように、そしてなぜ使用したか、その後のその機能通貨の使用をどのように、そしてなぜ中止したかについて説明を開示することが要求される。

比較情報に関して、IFRS 第 1 号第 22 項に従って、IFRS 非準拠の比較情報の開示が財務諸表の利用者にとってより有用な情報を提供することとなるかどうかを、企業は検討すべきであると、IASB は言及している。

見解

ED は、激しい超インフレーションの結果、IFRS に準拠した信頼できる測定が不可能となるかなり限定的な状況を取扱っている。激しい超インフレーションに陥っている企業に対する投資のための、親会社、投資企業および共同支配投資企業による会計処理については、取り扱っていない。

提案の発効日

ED におけるコミットメントレターの期限は、2010 年 11 月 30 日である。ED では、発効日の提案はなされていないが、早期適用は認められる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 140 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 169,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指し、“誠実性”、“卓越した価値の提供”、“相互信頼”、“文化的多様性”といった価値観を共通するカルチャーで結ばれています。継続的な知識習得、チャレンジングな経験、豊富なキャリア形成の機会といった環境を生かしながら、Deloitte のプロフェッショナルは企業責任(CSR)を強化し、社会からの信頼を築き、各々の地域社会に貢献していきます。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。